

草津栗東行政事務組合実費弁償条例

令和4年10月1日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他の法令（条例および規則を含む。以下同じ。）の規定に基づき、出頭し、または参加した者（以下「証人等」という。）に対する実費弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償の支給要件)

第2条 次の各号に掲げる者に対し、実費弁償を支給する。ただし、本組合から報酬または給料の支給を受ける者が、職務上出頭し、または参加した場合は、この限りでない。

- (1) 法第100条第1項後段の規定により、議会が行う調査のため出頭した者
- (2) 法第115条の2第1項の規定により、公聴会に参加した者
- (3) 法第115条の2第2項の規定により、調査および審査のため出頭した者
- (4) 法第199条第8項の規定により、監査委員の要求に応じ出頭した者
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定により公平委員会に証人として出頭した者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により出頭し、または参加した者

(実費弁償の額)

第3条 証人等には、その要した実費の弁償として、旅費を支給する。

2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、車賃、日当および宿泊料とし、その額は、草津栗東行政事務組合職員等の旅費に関する条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第25号）の規定に基づき支給する一般職の職員の旅費の額と同額とする。ただし、関係市内に居住する証人等で出頭し、または参加する場所が関係市内である場合の旅費は、日当のみとする。

(実費弁償の支給時期)

第4条 実費弁償は、出頭し、または参加した際、支給する。ただし、特別の事由があるときは、この限りではない。

(委任)

第5条 この条例の実施について必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。